

八代市医師会訪問看護ステーション事業運営規程

第1条 一般社団法人 八代市医師会が開設する八代市医師会訪問看護ステーションが行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業所の設置)

第2条 八代市医師会に訪問看護事業を行う事業所を設置し、名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 八代市医師会訪問看護ステーション
- (2) 所在地 八代市平山新町 4438-3

(事業目的)

第3条 訪問看護事業は、生活の質の確保に資する見地から家庭における療養生活を支援し、心身の機能の維持と回復を目指し、福祉に寄与することを目的とする。

(運営の方針)

第4条 八代市医師会 訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)は地域との結びつきを重視し、他の保健医療、または福祉サービスとの密接な関係をはかり良質の在宅ケアサービスを提供するものとする。

(職員)

第5条 ステーションに必要な職員を配置する。

- (1) 管理者 看護師 1名
- (2) 訪問看護担当職員 看護師・准看護師または理学療法士 4名以上
- (3) 事務担当者 事務員 1名

2 職員の職務は、次のとおりとする

- (1) 管理者は、指定訪問看護の業務に従事する職員を管理するとともに訪問看護の利用申し込みにかかる調整及びステーション設備及び備品の衛生管理等を一元的に行う。
- (2) 前項第1号及び第2号に定めるもの(以下「看護師等という」)は、指定訪問看護を実施しその結果の記録及び報告を行う。
- (3) 前項第3号に定めるものは、事務所の運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日は、原則として次に掲げる日以外とする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 営業時間は原則として月曜日から金曜日までは午前9時から午後5時までとし、土曜日は午前9時から午後0時までとする。
- 3 ステーションは電話等により24時間連絡が可能な体制を摂り、緊急時は営業時間外の訪問を行う体制をとるものとする。

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 指定訪問看護は主治医の訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、当該計画書により提供するものとし、看護師等はその提供にあたっては、市町村、及び他の保健・医療または福祉サービスを提供する者と連携を図るとともに、主治医との密接な連携を図るものとする

(指定訪問看護の内容)

第8条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする

- (1) 病状観察
- (2) 清拭及び洗髪等、清潔の介助
- (3) 褥瘡の予防、処置
- (4) 体位交換
- (5) カテーテルなどの管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事及び排泄の介助
- (8) 家族その他の介護者に対する指導
- (9) その他必要な事項

(緊急時の対応)

- 第9条 看護師等は指定訪問看護中指定訪問看護を受けている者(以下「利用者」という)の病状及び心身の状態が急変した場合は、直ちに主治医に連絡し、主治医の指示に基づき必要な措置を講じ、主治医への連絡が困難な場合には、予め指定された医療機関への連絡あるいは救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。
- 2 看護師等は、前項の処置を講じた場合は、速やかに管理者へ報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 東陽町・泉町・坂本町を除く八代市とする。

(利用料等)

- 第11条 ステーションは、利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額やその他の費用の支払いを受けるものとする。費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 2 健康保険法における利用料は、基本利用料及びその他の利用料とし、利用者から徴収する。
- (1) 基本利用料は健康保険法に規定する保険負担割合により徴収する。
- (2) その他の利用料
- ア 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費については、その実費を徴収する。
自動車を使用した場合 通常の実施地域から5km越えた場合、片道1kmごとに30円の支払いを受ける。
- イ 利用者の負担金は、利用者の選定に基づく特別の指定訪問看護の提供にあたる差額費用
標準的な時間の90分を超えた訪問看護 2,000円加算
以後30分毎に2,000円加算
- 3 介護保険における利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その保険負担割合に基づいた額とする。
- (1) 法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。
- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費については、その実費を徴収する。
自動車を使用した場合 通常の実施地域から5km越えた場合、片道1kmごとに30円の支払いを受ける。
- (3) 利用者の負担金は、利用者の選定に基づく特別の指定訪問看護の提供にあたる差額費用
長時間の訪問看護(90分以上) 2,000円加算
以後30分毎に2,000円加算
- 4 利用者選択による保険外の訪問看護費用については当ステーションで定めた規定に従い徴収する。
- (1) 保険外での訪問看護
30分以内4,000円 1時間以内8,000円 以後30分ごとに2,000円
早朝 夜間の場合25%の加算 深夜の場合50%の加算 休日の場合1回3,000円の加算を行う
- (2) 死亡時の看護 1回5,000円
- (3) 上記にかかる交通費 交通費については、その実費を徴収する。
自動車を使用した場合 1kmごとに30円の支払いを受ける。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止検討委員会を定期的に開催する。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (3) 従業者に対する虐待防止のための研修を定期的に開催する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第13条 指定訪問看護事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年3回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 訪問看護における関係書類は訪問看護終了後5年間の保存を行う事とする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づき定めるも

のとする。

附則

本規程は、老人保健法第46条の17の2項第1項の規定による熊本県知事の指定を受けた日(平成4年12月7日)から施行する。

本規程は、平成13年2月1日より実施する。(一部改正)

本規程は、平成16年8月1日より実施する。(一部改正)

本規定は、平成18年1月4日より実施する。(一部改正)

本規定は、平成24年6月1日より実施する。(一部改正)

本規定は、平成25年4月1日より実施する。(一部改正)

本規定は、平成26年7月1日より実施する。(一部改正)

本規定は、平成29年9月5日より実施する。(一部改正)

本規定は、令和元年11月1日より実施する。(一部改正)

本規定は、令和4年9月1日より実施する。(一部改正)

本規定は、令和4年11月1日より実施する。(一部改正)